

長野市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長野市議会委員会条例(昭和42年長野市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項福祉環境委員会中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) こども未来部に関すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。